



宮 崎 県 公 報

平成19年5月1日(火曜日) 第 1875 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 指定代理納付者の指定…………… (税務課) 1
- 県税の収納の事務の委託…………… (“) 1
- 森林病虫害等防除法に基づく駆除命令 (薬剤防除) …………… (自然環境課) 1
- 公有水面埋立ての免許…………… (港湾課) 2

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (地域産業振興課) 2
- 大規模小売店舗の変更に関する届出 (2件) … (“) 3
- 市町村が行う土地改良事業の工事完了の届出… (農村整備課) 4
- 宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更…………… (水産政策課) 4
- 入札公告…………… 5
- 正 誤
- 平成19年4月12日付け県公報 (第1870号) 中…………… 9

告 示

宮崎県告示第 436号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 231条の2 第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。
平成19年5月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 指定代理納付者の指定を受けた者
ヤフー株式会社 東京都港区六本木六丁目10番1号
- 2 指定代理納付者による代理納付を認めた県税の税目
宮崎県税条例 (昭和29年宮崎県条例第19号) 第2条第1項第7号に規定する自動車税
- 3 指定代理納付者による代理納付が行える期間
平成19年5月2日から平成19年8月31日まで

宮崎県告示第 437号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 158条の2 第1項の規定により、次のとおり県税の収納の事務を委託した。
平成19年5月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 県税の収納の事務の委託を受けた者
 - (1) 地銀ネットワークサービス株式会社 東京都千代田区鍛冶町一丁目8番3号
 - (2) 株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン 東京都港区六本木一丁目8番7号
 - (3) 国分グローサーズチェーン株式会社 東京都中央区日本橋一丁目1番1号
 - (4) 株式会社ココストア 愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号
 - (5) 株式会社サークルKサンクス 愛知県稲沢市天池五反田町1番地
 - (6) 株式会社スリーエフ 神奈川県横浜市中区日本大通17番地
 - (7) 株式会社セイコマート 北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地
 - (8) 株式会社セーブオン 群馬県前橋市亀里町900番地
 - (9) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番

町8番地8

- (10) 株式会社デイリーヤマザキ 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
 - (11) 株式会社ファミリーマート 東京都豊島区東池袋四丁目26番10号
 - (12) 株式会社ホットスーパーコンビニエンスネットワークス 茨城県土浦市小松二丁目13番1号
 - (13) 株式会社ポブラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
 - (14) ミニストップ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
 - (15) 株式会社ローソン 大阪府吹田市豊津町9番1号
- 2 委託に係る県税の税目
宮崎県税条例 (昭和29年宮崎県条例第19号) 第2条第1項第7号に規定する自動車税
 - 3 委託した収納取扱期間
平成19年5月1日から平成19年8月31日まで

宮崎県告示第 438号

森林病虫害等防除法 (昭和25年法律第53号) 第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。
平成19年5月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市及びえびの市並びに児湯郡高鍋町及び新富町、東臼杵郡門川町並びに西臼杵郡高千穂町に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を、宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市及びえびの市の市役所並びに児湯郡高鍋町及び新富町、東臼杵郡門川町並びに西臼杵郡高千穂町の役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

- 平成19年5月21日から平成19年7月20日まで
- 2 森林病害虫等の種類
松くい虫
 - 3 行うべき措置の内容
松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し又は管理する者は、次の各号に掲げる措置のいずれかを行うこと。
(1) 当該樹木に、航空機を利用して行う薬剤による防除を実施すること。
(2) 当該樹木に、地上からの薬剤による防除を実施すること。
 - 4 命令をしようとする理由
1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。
 - 5 その他必要な事項
3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

宮崎県告示第 439号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許をした。

平成19年5月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 免許の年月日及び番号
平成19年4月23日 シレイ 283-648
- 2 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名及び住所
宮崎県
宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県知事 東国原英夫
宮崎県宮崎市広島1丁目7番21号
- 3 埋立区域
(1) 位置
宮崎県延岡市北浦町市振3790番24の地先公有水面
(2) 区域
次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ平成18年の春分の満潮位（D.L.+1.70m）における公有水面並びに内防波堤との境界線に囲まれた区域。

地 点	地 点 の 位 置		
①の地点	古江港直海地区東防波堤標識（北緯32度43分10.9秒 東経 131度51分09.0秒）から 3度30分10秒236.20mの地点		
②の地点	①の地点から	188度25分05秒	75.00mの地点
③の地点	②の地点から	278度25分05秒	17.219mの地点
④の地点	③の地点から	8度25分05秒	75.00mの地点

- (3) 面積
1,291.42㎡
- 4 埋立に関する工事の施行区域
(1) 位置
宮崎県延岡市北浦町市振3784番7に接する道路並びに3790番24に接する国有海浜内及び同地先公有水面
(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とエの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

地 点	地 点 の 位 置		
アの地点	古江港直海地区東防波堤標識（北緯32度43分10.9秒 東経 131度51分09.0秒）から 4度59分37秒90.26mの地点		
イの地点	アの地点から	278度25分05秒	63.00mの地点
ウの地点	イの地点から	8度25分05秒	269.00mの地点
エの地点	ウの地点から	98度25分05秒	63.00mの地点

- (3) 面積
16,946.94㎡
- 5 埋立地の用途
ふ頭用地

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成19年5月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグストアモリ西都店
(仮称) マックスバリュ西都店
西都市大字右松字三反田2134番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ナチュラル株式会社 代表取締役 森 信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ナチュラル株式会社 代表取締役 森 信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成19年12月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,635㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数
北東側建物南東側 141台、南西側建物北西側 32台
合計 173台
(2) 駐輪場の位置及び収容台数
北東側建物南東側 (No.1) 40台、
南西側建物北東側 (No.2) 30台、

<p>南西側建物北東側 (No.3) 34台 合計 104台</p>	<p>大和リース株式会社 代表取締役 梶本六夫 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号</p>
<p>(3) 荷さばき施設の位置及び面積 北東側建物南西側 45㎡、南西側建物北西側 32㎡ 合計 77㎡</p>	<p>3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称 (変更前) 大和工商リース株式会社 (変更後) 大和リース株式会社</p>
<p>(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 北東側建物南西側 10.2㎡、南西側建物北西側 38.0㎡ 合計 48.2㎡</p>	<p>4 変更の年月日 平成19年4月1日</p>
<p>7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p>	<p>5 変更する理由 会社商号の変更のため</p>
<p>ナチュラル株式会社 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時 マックスバリュ九州株式会社 24時間営業</p>	<p>6 届出年月日 平成19年4月20日</p>
<p>(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間</p>	<p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所</p>
<p>(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 建物敷地北東側 2箇所 合計 2箇所</p>	<p>(2) 期間 平成19年5月1日から平成19年9月3日まで</p>
<p>(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時00分～午後10時00分</p>	<p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部地域産業振興課</p>
<p>8 届出年月日 平成19年4月20日</p>	<p>(2) 期間 平成19年5月1日から平成19年9月3日まで</p>
<p>9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所</p>	<p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p>
<p>(2) 期間 平成19年5月1日から平成19年9月3日まで</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。 平成19年5月1日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p>
<p>10 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部地域産業振興課</p>	<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグストアモリ小林店 マックハウス小林店 小林市大字水流迫上之原 648番25 他5筆</p>
<p>(2) 期間 平成19年5月1日から平成19年9月3日まで</p>	<p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 大和リース株式会社 代表取締役 梶本六夫 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号</p>
<p>11 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p>	<p>3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称 (変更前) 大和工商リース株式会社 (変更後) 大和リース株式会社</p>
<p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。 平成19年5月1日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p>	<p>4 変更の年月日 平成19年4月1日</p>
<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フレスポ宮崎花ヶ島 宮崎市花ヶ島町南土地区画整理事業地内2街区6画地 外17筆</p>	<p>5 変更する理由 会社商号の変更のため</p>
<p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p>	

- 6 届出年月日
平成19年4月19日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労働政事務所、宮崎県都城商工労働政事務所及び宮崎県延岡商工労働政事務所
(2) 期間
平成19年5月1日から平成19年9月3日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課
(2) 期間
平成19年5月1日から平成19年9月3日まで

9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。

平成19年5月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

届出者		工事が完了した事業			完了年月日
事業主体名	市町村名	地区名	市町村名	事業名	
高千穂町	高千穂町	秋元	高千穂町	ため池等整備事業	平成19年2月23日
高千穂町	高千穂町	中野内	高千穂町	ため池等整備事業	平成17年2月28日
高千穂町	高千穂町	寺尾野	高千穂町	ため池等整備事業	平成13年3月9日
高千穂町	高千穂町	下野西	高千穂町	基盤整備促進事業	平成19年3月26日
高千穂町	高千穂町	板木	高千穂町	基盤整備促進事業	平成18年3月20日
高千穂町	高千穂町	辻	高千穂町	基盤整備促進事業	平成13年3月9日
日之影町	日之影町	椎谷中	日之影町	ため池等整備事業	平成12年3月24日
日之影町	日之影町	徳富	日之影町	ため池等整備事業	平成17年3月28日
日之影町	日之影町	吹上	日之影町	ため池等整備事業	平成18年3月

	町		町	備事業	月29日
五ヶ瀬町	五ヶ瀬町	高畑	五ヶ瀬町	ため池等整備事業	平成13年3月27日
五ヶ瀬町	五ヶ瀬町	丁字	五ヶ瀬町	ため池等整備事業	平成16年12月17日
五ヶ瀬町	五ヶ瀬町	丁組	五ヶ瀬町	基盤整備促進事業	平成19年3月20日
五ヶ瀬町	五ヶ瀬町	戸根川	五ヶ瀬町	ため池等整備事業	平成18年3月28日

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第4条第7項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更したので、公表する。

平成19年5月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、生産量で全国第12位、生産額で全国第10位(平成16年)の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。

また、本県にとって水産業は、宮崎県総合長期計画(元気みやざき創造計画)の中で、健康で豊かな生活を支える産業として極めて重要な位置づけであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊するカツオ、マグロ、シイラ等の暖海性の回遊性魚類の、沿岸域ではイワシ、アジ、サバ類の浮魚類、マダイ、チダイ、クルマエビあるいは根付け資源のイセエビ等の好漁場が形成されている。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源が低水準、減少傾向にあるものが多くなるにつれ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるもの多くなってきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

(3) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じて資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、マダイ、ヒラメ、クルマエビ等地先の資源を中心として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

(4) また、本県の重要資源であるマダイ、ヒラメ、クルマエビ、アマダイ、トラフグ、カサゴ等については、今後も資源のより適正な管理を推進する必要があるため、分布、回遊状況、資源

の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、宮崎県水産試験場を中心とし、関係県との連携のもと、資源管理体制を充実強化し、将来の具体的な資源管理方針について検討していくこととする。

- (5) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。
- (6) 更に、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制（法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- (7) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第一種特定海洋生物資源の期間別に定める推量			平成18年	平成19年
	まさば及びごまさば		16,000トン	6,000トン
	まいわし		若干	若干
	まあじ		9,000トン	7,000トン

(注) 平成18年の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成18年7月から平成19年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成18年1月から平成18年12月までである。平成19年の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成19年7月から平成20年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成19年1月から平成19年12月までである。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量の、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業及び小型まき網漁業			
			平成18年	平成19年
	第一種特定海洋生物資源の期間別に定める推量	まさば及びごまさば	15,856トン	5,946トン
		まいわし	若干	若干
	まあじ	7,992トン	6,216トン	

(注) 平成18年の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成18年7月から平成19年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成18年1月から平成18年12月までである。平成19年の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成19年7月から平成20年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成19年1月から平成19年12月までである。

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。）の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることのないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めるものとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制の普及及び定着を図ることとし、規則に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制の普及及び定着を図ることとし、規則に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

本県においては該当なし

入札公告

平成19年度における放置車両の確認事務委託に係る総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。

平成19年5月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 委託の名称 宮崎県宮崎北警察署及び宮崎南警察署放置車両
確認事務委託

(2) 委託の特質等 仕様書及び入札説明書による。

(3) 委託期間 平成19年9月1日から平成21年8月31日まで

(4) 委託場所 宮崎県宮崎北警察署及び宮崎南警察署の管轄区域

(5) 入札方法 (1)の委託について、総合評価一般競争入札を行う
ので、総合評価のための提案書(以下「提案書」という。)及
び入札書を指定した期日に提出すること。必要書類の種類及び
部数については、入札説明書による。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当
該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(1円未満の
端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって
落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る
課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった
契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載す
ること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、
長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成
17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約
であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合
のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契
約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件
契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損
害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人は、入札に参加することが
できる。ただし、設立の日から1年を経過しない法人(以下「新
設法人」という。)であって、当該法人に出資比率50%以上の法
人(以下「親会社」という。)があるときは、次の要件のうち、
当該新設法人については(1)以外のすべての要件を、当該親会社
については(2)、(4)、(9)、(10)及び(11)の要件を満たすこと。

(1) 道路交通法第51条の8第1項に基づく宮崎県公安委員会の登
録を受けていること(ただし、道路交通法第51条の9に基づく
宮崎県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必
要な措置をとっていないと認められる法人を除く。)

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規
定に該当しないこと。

(3) 宮崎県競争入札参加資格者名簿において、種目として「サー
ビス(役務の提供)に関する業種」の「その他」の「調査・研
究・検査」に記載されていること。

(4) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製
造の請負等の契約に係る指名競争入札において、指名停止の措
置を受けていないこと。

(5) 会社更正法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは
第2項の規定に基づき更正手続開始の申立て(同法附則第2条
の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る
ものを含む。以下同じ。)をしていない、又はこれがなされて
いないこと。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定
を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更正計画認
可の決定があった場合にあっては、更正手続開始の申立てをし

なかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項若しくは
第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又
はこれがなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の再
生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第
174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、
再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされな
かった者とみなす。

(7) 民事再生法附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律
第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしてい
ないこと。

(8) 商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による会
社の整理の開始を命ぜられていないこと。

(9) 現に、法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保
険料を滞納していないこと。

(10) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対
することを主たる目的としていないこと。

(11) 法人向けサービスの業歴が1年以上であり、過去2年以内に
おいて当該業務に関して刑に処せられたことがないこと。

(12) 入札参加資格確認時において駐車監視員を2名以上雇用して
いること。

(13) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ適確に遂行し得る
こと。

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎市旭1丁目8番28号 宮崎県警察本部交通部
交通指導課駐車対策係

(2) 交付期間 平成19年5月2日(水)から平成19年5月8日(火)
までの各日午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日
を除く。)

なお、交付期間内に交付を受けることができな
かった者については、入札説明会の会場で交付を受ける
ことができる。

(3) 交付対象 平成19年5月1日現在で、3の(1)の要件を満たす
者

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県警察本部 1階 102会議室

(2) 日時 平成19年5月9日(水)午前10時から

(3) 参加資格 平成19年5月1日現在で、3の(1)の要件を満たす
者

6 入札参加資格の審査

入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格確認申請書
に入札説明書に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査
(以下「資格審査」という。)を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書及び同申請書に添付する資料の提出
場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 宮崎市旭1丁目8番28号 宮崎県警察本部警務
部会計課用度係

イ 提出期間 平成19年5月10日(木)から平成19年5月18日
(金)までの各日午前9時から午後5時まで(土
曜日及び日曜日を除く。)

ウ 提出方法 アの提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間
事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)
第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9
項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する

<p>信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。</p> <p>(2) 資格審査結果の通知 資格審査の結果は、平成19年5月25日（金）までに通知する。</p> <p>(3) その他 資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。また、提出された書類は、返却しない。</p> <p>7 入札書及び提案書の提出場所、提出日時及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎市旭1丁目8番28号 宮崎県警察本部 1階 102会議室</p> <p>(2) 提出日時 平成19年6月11日（月）午前11時</p> <p>(3) 提出方法 持参により提出すること。送付等他の手段による提出は受け付けない。</p> <p>8 入札保証金</p> <p>入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号。以下「規則」という。）第100条の規定による。</p> <p>9 入札の無効に関する事項</p> <p>規則第125条に規定する入札は、無効とする。</p> <p>10 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出し、予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内の価格をもって入札した者であって、入札説明書で定める総合評価の方法をもって価格その他の条件が宮崎県にとって最も有利な者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、入札説明書で定める総合評価の方法をもって価格その他の条件が宮崎県にとって次に有利な申込みをした者を落札者とする。</p> <p>(2) 提出された提案書は、別表の落札者決定基準に示す各項目の加点の上限の範囲内で、提案内容の評価に応じて加点（以下「評価点」という。）を与えるものとする。</p> <p>(3) 入札価格については、予定価格を基に算出した基準価格（以下「基準価格」という。）を設け、次の式により換算し、別表の落札者決定基準に示す入札価格に係る項目の加点の上限の範囲内で、入札価格に対する点数（以下「価格点」という。）を与えるものとする。</p> $\text{価格点} = 50 \times (\text{基準価格} / \text{入札価格})$ <p>(4) 評価点及び価格点の合計点数（以下「評価数値」という。）が最も高い者を落札予定者とする。</p> <p>(5) 評価数値が同点の場合は、価格点の高い者を落札予定者とする。また、評価数値が同点で、かつ、評価点及び価格点のいずれも同点の場合はくじ引きとする。</p> <p>(6) 落札者については、入札日以降に実施する総合評価一般競争入札審査委員会において、学識経験者の意見聴取を行った上で決定するものとする。</p> <p>11 契約に関する事務を担当する部局等</p> <p>宮崎市旭1丁目8番28号 宮崎県警察本部交通部交通指導課駐車対策係</p> <p>電話番号 0985-31-0110（内線5153）</p>	<p>12 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>13 その他 その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p>
---	---

別表

落札者決定基準

評価項目			評価内容	配点		
大分類	中分類	小分類				
コスト		入札価格		50	50	50
公平性	公平中立性	利害関係・公共性	業務委託対象区域内における当該法人の利害関係及び公共性の有無	6	6	6
適正性	責任性	遂行体制	業務の適確な遂行に必要な運営体制の整備	3	15	33
		指導・教育体制	業務知識・遂行能力向上のための駐車監視員等に対する指導体制や研修制度等の設置	5		
		業務監査	自主検査体制の整備状況	4		
		賞罰制度	独自の報奨・ペナルティ制度	3		
	信頼性	組織理念	顧客志向や従業員重視といった価値観の具現化	4	8	
		社会貢献	事業者及び社員の社会貢献・地域貢献活動への取り組み	4		
	リスク耐性	情報管理	巡回計画・報告等の機密情報漏えい防止体制の整備状況	4	10	
		トラブル対応・苦情処理	現場トラブル・苦情処理への対応	6		
確実性	安定性	財務基盤	財務面の状況	4	8	11
		組織基盤	駐車監視員資格者数	4		
	確実性	業務基盤	類似業務分野における経験	3	3	
				50	50	50

正 誤

平成19年4月12日付け県公報（第1870号）中

ページ	段	行	誤	正
3	左	15	南那珂	北諸県
			日南	都城